

諮問庁：国立大学法人東京大学

諮問日：平成29年1月10日（平成29年（独個）諮問第1号）

答申日：平成29年3月31日（平成28年度（独個）答申第40号）

事件名：特定の修士課程入学試験について本人の筆記試験の順位等が記載された文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる保有個人情報（以下「本件対象保有個人情報」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、別紙の2に掲げる保有個人情報につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）12条1項の規定に基づく開示請求に対し、国立大学法人東京大学（以下「東京大学」、「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った平成28年8月17日付け第28-144号による一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

審査請求人の開示請求した当該文書については、入学試験の（英語、専門科目、小論文、口述試験の）個別得点、総得点及び順位は合否判定において必要な情報であり、法2条3項に規定する保有個人情報に該当すると考えられる。また、受験者も50数名で過大とは言えず、特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるとは考えられず、法45条に規定しない保有個人情報と考えられる。

（2）意見書

受験者、特に不合格者は何故試験結果について細かく知りたいのか？合格点にどのくらい達していなかったのかを知り、今回不合格の原因を特定し改善することで、今後活かしたいと考えているということが理由の一つである。

入学志望者案内の中の4. 選抜方法の内容からだけでは諮問庁が理由書の中で述べている合格者の選定方法を十分に理解することは難しい。試験は採点を前提とした制度であるため、受験者としては合格者を判定

する上で審議されるもの全てについて、何かしらの基準点や評価点が設けられ、その中で具体的な評価がされ、公平性があり客観的に説明できる方法で評価されることで合格者が決定すると考えることは不自然ではないと思われる。

理由書の中で選定方法については、「総合的な判断による」と何度も述べられている。入学志望者案内の中で選抜方法は、「筆記試験と口述試験の成績及び提出書類を総合的に判定することにより行う」とある。しかし、理由書の中では「最終的な合否を決定するための適格性を考慮して判定する必要がある場合に用いる、個々の試験担当者の目安であるにすぎない」とあり、入学志望者案内にある選考方法の「筆記試験と口述試験の成績」という部分と相違がある。また、理由書によると最終的な合否判定については、「総合的な判定の基本的な考え方に則って合議により決定している」とのことであるが、その合議の内容を示すことのできる書類は合格者一覧のみである。さらに、入学志望者案内での合格者数と最終合格者数には相違がある。合格者は合議により教育の適格性をもって決定していることは理解できるが、試験という体裁をとりながらも、選定方法や募集人員について諮問庁が判断基準として示している入学志望者案内と相違が見られ、合格者の最終決定の経緯や試験結果について公平性があり客観的に説明できる資料が不十分と考えられる。

当初、法45条に規定していない保有個人情報とも考えていたが、今回の理由書を見ればその考えに相違があることは理解できる。しかし、入学志望者案内や以前開示された個人情報からだけでは、試験結果について正確な情報を得ることができないため、不足した情報について受験者が勝手に想定することでしか諮問庁が出した試験結果との差異を埋めることができない。

以上により、文書の不存在による原処分維持との諮問庁の判断は、審査請求人として受け入れ難いため、本件不開示決定の取り消しを求める。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件対象保有個人情報及び審査請求の対象について

本件対象保有個人情報は、特定研究科が保有している平成28年度の修士課程入学試験のうち、審査請求人に係る情報である。審査請求人は特定研究科特定コース（特定専攻）の修士課程入学試験について「本人の提出書類（出身大学の成績証明書、実務経験の概要と志望理由）、入学試験（英語、専門科目、小論文、口述試験）の個別得点、総得点及び順位」の開示を求めていた。

しかし、筆記試験については、外国語（英語）、専門科目及び小論文からなるが、受験者ごとの各科目の得点及び筆記試験の総得点を入力したデータは存在するものの、合格ラインを決定するための順位付けはおこなっ

ていない。

また、口述試験については、個別得点及びそれを合わせた総得点並びに順位は不存在であり、入学志望者案内に記載のとおり口述試験及び提出書類を合わせた判定は、「総合的な判定」であり、個別の得点や評点（A B Cなど）、合否を決定づける順位も不存在である。

このことに基づき、上記の各情報（本件対象保有個人情報）については不存在とし、他については全部開示の決定をしたものである。

これについて、審査請求人は、本件対象保有個人情報が記録された文書の不存在の取消しを求めている。

2 審査請求人の主張について

審査請求人は「開示請求した当該文書については、入学試験（英語、専門科目、小論文、口述試験の）個別得点及び順位は合否判定において必要な情報であり、法2条3項に規定する保有個人情報に該当すると考えられる。また、受験者も50数名で過大とは言えず、特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるとは考えられず、法45条に規定しない保有個人情報と考えられる」と主張している。

しかしながら、提出書類の内容を踏まえた口述試験における評価は、筆記試験と合算することを前提に実施しておらず、最終的な合否を決定するための適格性も考慮して判定する必要がある場合に用いる、個々の試験担当者の目安であるに過ぎない。

また、筆記試験の個別得点と総得点に関する既存文書は、合否判定のための専攻入試委員会の基礎資料であり、これを基に合格に足る受験者を仮に決めた上で、口述試験結果や提出書類を含めた総合的な判定を行っている。なお、口述試験結果等を踏まえた合否は、下記に示す総合的な判定の基本的な考え方に則って合議により決定している。最終的な合否の確認に使用する合議結果を踏まえて作成した文書は合格者一覧であり、点数は記載されていない。したがって、筆記試験の順位及び口述試験の個別得点、総得点、順位を示す文書は存在しない。

特定コースの入学試験は、同コースの入学志望者案内に示されるように、筆記試験と口述試験の成績及び提出書類を総合的に判断することによって合格者を選抜しており、同コースでの教育の適格性を考慮した最終的な合否判定は専攻入試委員会の合議によるが、合議の内容を示す文書は存在しない。したがって、筆記試験と合算する口述試験の得点、（入学試験の）総得点及び順位は不存在である。

なお、審査請求人は法45条に規定しない保有個人情報と述べているが、本学としてはあくまでも作成していないことによる不存在であり、同条に該当するから保有していないということとは異なるものである。

したがって、本学の決定は妥当なものであると判断するとともに、審査

請求人の主張は支持できない。

3 以上のことから、諮問庁は、本件について原処分維持が妥当と考える。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年1月10日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年2月14日 審査請求人から意見書を收受
- ④ 同年3月6日 審議
- ⑤ 同月29日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象保有個人情報について

本件開示請求は、審査請求人本人が受験した特定の修士課程入学試験に係る保有個人情報の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象保有個人情報については、これを保有していないとして不開示とする原処分を行った。

審査請求人は原処分の取消しを求めているが、諮問庁は原処分を妥当とするので、以下、本件対象保有個人情報の保有の有無について検討する。

2 本件対象保有個人情報の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、特定研究科特定コース（特定専攻）の修士課程入学試験における合否判定等の手順、本件対象保有個人情報の存否に係る判断等について改めて確認させたところ、諮問庁は、以下のとおり説明する。

ア 特定研究科特定コース（特定専攻）の修士課程入学試験については、特定日に筆記試験（英語、専門科目、小論文）及び口述試験を行った。試験終了後、筆記試験を採点し、集計して、表計算ファイルへの得点の入力を行った。

イ その後、入試委員会で、合否判定のための合議を行った。この入試委員会では、上記の表計算ファイルに高得点者が分かるよう並べ替え操作を行って作成した資料を用い、筆記試験の総得点と科目別の配点等に基づく検討を行って合格に足る受験者を仮に決めた上で、さらに口述試験・提出書類等を含めた総合判定により合格者を決定している。

ウ 口述試験については、各口述試験官が採点を行っているが、その結果は筆記試験と合算することを前提としておらず、最終的な合否を決定するための適格性も考慮して判定する必要がある場合に用いる、個々の試験官の目安（私的メモ）という位置づけである。そのため、各試験官の採点結果について集計は行われておらず、当初作成された表計算ファイルはもとより、入試委員会で使用された資料にも口述試験の得点を記載する欄はない。

したがって、組織的に用いられた口述試験の得点及び筆記試験の得点に口述試験の得点を含めた総得点は存在しない。また、これら得点に対応する各順位も存在しないといえる。

エ 入試委員会で使用した上記資料は、同会の終了後破棄している。また、そもそも同資料には順位は付されておらず、そのことから順位は存在しないといえる。

なお、現在東京大学において保有する文書としては、筆記試験の点数のみが入力された当初の表計算ファイル及び合格者の決定後に研究科の学務担当に提出されている合格内定者の名簿が挙げられるが、いずれの文書にも順位は付されていない。

オ 以上のことから、東京大学は本件対象保有個人情報をもいずれも保有しておらず、原処分は妥当と判断するものである。

(2) 以下、上記諮問庁の説明を踏まえて検討を行う。

ア 本件対象保有個人情報のうち「筆記試験の順位」に係る保有個人情報について

諮問庁は、筆記試験の順位を示す数字が記載された文書を保有していないことをもって、本件対象保有個人情報のうち「筆記試験の順位」に係る保有個人情報は不存在である旨説明していると解される。

しかしながら、試験終了後に各受験者の筆記試験の得点を入力して作成された表計算ファイルには、審査請求人を含む全受験者の筆記試験の得点が記録されており、これはもともと、入試委員会において当該表計算ファイルに並べ替え操作（表計算ソフトウェアの基本的機能を用いて実行可能と判断されるもの）を行って「合格に足る受験者の把握」すなわち実質的な順位付けを行うために作成、利用されたものであるから、これには、審査請求人の得点のみならず、その順位に係る情報も記録されていると解すべきである。

したがって、当該表計算ファイルに記録された審査請求人本人に係る保有個人情報（別紙の2に掲げる保有個人情報）は、本件対象保有個人情報のうち「筆記試験の順位」に係る保有個人情報に該当すると認められ、これを特定して改めて開示決定等をすべきである。

イ その余の本件対象保有個人情報について

「筆記試験の順位」に係る保有個人情報を除く本件対象保有個人情報については、これを保有していないとする諮問庁の説明に特段不自然、不合理な点は認められず、また、諮問庁から本件の入学試験に係る諸規程等及び試験実施の過程で作成又は取得された各文書（上記の表計算ファイルを含む。）の提示を受けて当審査会において行った確認の結果を含め、これを覆すに足る特段の事情も認められない。

したがって、東京大学において「筆記試験の順位」に係る保有個人情報を除く本件対象保有個人情報を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象保有個人情報につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、東京大学において別紙の2に掲げる保有個人情報を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 椿 慎美, 委員 山田 洋

別紙

1 本件対象保有個人情報

特定研究科特定コース（特定専攻）の修士課程入学試験における，審査請求人本人に係る下記の保有個人情報

- ① 筆記試験の順位
- ② 口述試験の得点及び順位
- ③ 総得点及び順位

2 本件対象保有個人情報のうち「筆記試験の順位」に該当する保有個人情報

特定日の試験終了後に各受験者の筆記試験の得点を入力して作成された表計算ファイルに記録されている，審査請求人本人に係る保有個人情報